

笛吹市告示第 158 号

笛吹市宅配ボックス購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 9 月 30 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市宅配ボックス購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物流業界の働き方改革に対応した行動変容を促進し、再配達削減による事業者の負担及び環境負荷の軽減に寄与するとともに市民の利便性の向上を図るため、宅配ボックスを設置する世帯に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する世帯の者とする。

- (1) 第5条に規定する申請を行った日において、宅配ボックスを設置する住宅に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている世帯
- (2) 市税に滞納がない世帯

(補助金の交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる要件を全て満たす宅配ボックスの本体購入費(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)とする。ただし、宅配ボックス本体をクーポン又はポイントを利用して購入した場合は、クーポン又はポイントを適用後の価格とする。

- (1) 新品であること。
- (2) 収納した宅配物、郵便物等が外部から完全に見えない構造を有していること。
- (3) 宅配物、郵便物等を安全に保管する固定等の措置及び鍵、ダイヤル錠等による盗難防止措置が講じられているものであること。
- (4) この要綱の施行日以後に購入されたものであること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、宅配ボックスの本体購入費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、1万円を限度とする。

2 補助金は、一世帯につき宅配ボックス1台に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、宅配ボックスを購入した日から起算して90日を経過する日又は購入した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 宅配ボックスの購入に係る領収書等の写し
 - (2) 宅配ボックスの仕様等が分かる書類の写し
 - (3) 宅配ボックスの設置前及び設置後の写真
 - (4) 振込口座の分かるもの(通帳・キャッシュカードの写し等)
- (補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは宅配ボックス購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により次に掲げる条件を付して、不適当と認めるときは宅配ボックス購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請のあった補助対象者に通知するものとする。

- (1) この補助金により取得し、又は効用の増加した価格が単価5万円以上の財産(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 前号の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 交付された補助金のうち、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から第1号に規定する耐用年数を経過するまでの期間に相当する分を返還しなければならないこと。

2 市長は前項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付決定を受けた者が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、補助金を交付するものとする。

(財産処分の承認等)

第7条 市長は、前条第1項第2号の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは宅配ボックス購入費補助金財産処分承認通知書(様式第5号)により、不適当と認めるときは宅配ボックス購入費補助金財産処分不承認通知書(様式第6号)によりその理由を付して、財産処分承認申請のあった者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でない
と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、宅配ボックス購入費補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、宅配ボックス購入費補助金返還命令書(様式第8号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。